

平成24年12月12日	資料1
第11回保険者による 健診・保健指導等に関する検討会	

「特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ」の開催について（案）

1. 開催の趣旨

特定健診・保健指導の医療費適正化効果等について、レセプト情報・特定健康診査等情報データベース（NDB）を活用して、学術的に検証するため、公衆衛生及び疫学等の知見を有する有識者の参集を得て、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」の下に、「特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ」を開催する。

2. 運営

- (1) ワーキンググループにおいては以下の内容について検証を行う。
 - 特定健診・保健指導による検査値の改善効果及び行動変容への影響
 - 特定健診・保健指導による医療費適正化効果
 - 特定健診・保健指導によるその他の効果
- (2) ワーキンググループの構成員は、厚生労働省保険局長が委嘱する者とする。厚生労働省保険局長は、より幅広い見地からの検証が可能となるよう、ワーキンググループの意見を踏まえて、必要に応じ、構成員を追加するとともに、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) ワーキンググループの検証内容及び結果は、ワーキンググループとしての決定をもってのみ発表されるものとする。構成員は、NDBから得られた情報を、ワーキンググループにおける検証のためにのみ用いることができる。
- (4) 専門的事項について率直な意見の交換を確保する必要があることから、会議を非公開とする。資料を可能な範囲で公表し、議事要旨を作成する。検証の過程で得られた成果については、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」に報告するとともに、適時に公表する。
- (5) ワーキンググループの庶務は、厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室が担当する。

(別紙1)

「特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ」

構成員

多田羅 浩三 (日本公衆衛生協会 会長)

津下 一代 (あいち健康の森健康科学総合センター センター長)

福田 敬 (国立保健医療科学院 上席主任研究官)

三浦 克之 (滋賀医科大学 教授)

※ 検証の内容や手法等に応じて構成員の追加を検討する。

(別紙2)

「特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ」

検証に係る当面のスケジュール

- ・平成 25 年 3 月頃まで：検証の方法、内容及び進め方について、関係学会等から
意見を聴取した上で、議論し決定する
- ・平成 25 年 4 月頃から：具体的な検証作業を実施する